

ID: 10

担当部署: 公平委員会事務局

処分の概要	退場命令		
例規名 根拠条項	口頭審理の傍聴に関する規則 第5条		
例規番号	平成7年公平委員会規則第1号		
<p><b>【根拠条文】</b>                      (退場命令)                      第5条 審査長は、傍聴人がこの規則に違反したと認める者に対して注意を促し、なお改めないときは退場を命ずることができる。</p> <p><b>【基準】</b>                      根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日